

地区区分	新产构造基地地区	国际经济基地地区	产业集聚促进地区	产业活力再生地区	构造改革特别地区
指定基地地区 (2006 年 4 月)	神户人工岛 2 期地区 (神户市) 兵库信息公园城 (三木市) 播磨科学公园城 (新宫町上郡町三日月町) 姬路新产业创业基地地区 (姬路市) 尼崎新产业创业基地地区 (尼崎市)	《综合型》 神户人工岛 2 期地区(神户市) 南芦屋滨地区(芦屋市) 播磨科学公园城(新宫町 上郡町三日月町) 《办公室入住型》 三宫地区(神户市) 六甲人工岛地区(神户市) 神户人工岛 1 期地区(神户市)	神户复合产业园区(神户市) 北摄三田科学园(三田市) 新三田工业园(三田市) 高砂工业公园(高砂市) 加西南产业因区(加西市) 加西东产业园区(加西市) 兵库东条新城国际园(东条町) 涼野工业园区(涼野町) 梦前工业园区(梦前町) 播磨科学公园城(新宫町上郡町三日月町) 丰冈中核工业园区(丰冈市) 津名佐野地区(津名町) 津名生穗地区(津名町) 津名志筑地区(津名町) 冰上工业团地(丹波市)	尼崎产业活力再生地区(尼崎市) 姬路西部临海产业活力再生地区(姬路市) 二见临海产业活力再生地区(明石市) 播磨町	神户先端医疗产业地区(神户市) 环境资源再利用地区(姬路市) 洲本市 IT 风险企业扶植地区(洲本市) 北但马绿色旅游(Green Tourism) 地区(丰冈市香美町滨坂町温泉町) 播磨科学公园城(新宫町上郡町三日月町) 高砂工业公园(高砂市) 加西南东产业园区(加西市) 自然产业特区地区(淡路市) 阪神南国际经济特区(尼崎西宫芦屋市)
集聚对象事业	新产业开创事业 由于对最新的经济环境等要素相适应而可以预见将持续性成长的事业 1. 充分活用尖端技术的事业 2. 为实现高品质富裕的县民生活做贡献的事业 3. 为促进国际经济交流做贡献的事业 《7 个新型成长型分野》 [医疗福祉] [生活文化] [环境] [信息通信] [新式制造技术新材料] [运输物流] [国际化] 等 具体事业由「产业集聚条例」施行规则别表第 1 所规定	国际经济交流事业 特定事业		产业活力再生事业	构造改革特别事业 推动该当构造改革特别区域之活性化的事业
优惠	(1) 房地产取得税的不均一课税(房地产取得税的 1 / 2 减税 上限为 2 亿日元) 对象为土地, 建筑物	对象为建筑物		对象为土地, 建筑物	
援助措施 补助金	(2) 新事业雇用创出型产业集聚促进补助金 雇用基准: (a) 针对本地雇用新人的补助: 60 万日元 - 120 万日元 / 人 补助条件: 本地雇用新人在 11 名以上 ~ 50 名: 60 万日元 / 人 51 名 - 100 名: 90 万日元 / 人 101 名 ~ 120 万日元 / 人 (b) 针对新能源设备的补助: 补助率为 1/2 (享受国家等的补助时, 将在其基础上补助到 1/2) (太阳能发电, 天然气热电冷联产供能 无污染能源车等) (c) 补助条件: 购得或租赁土地时, 其投资额(建筑物以及设备投资) 在 5 千万日元以上 (d) 补助金限度额: 3 亿日元(本地雇用着在 100 人以下时为 1 亿日元) 设备基准: A 设备投资援助 (a) 援助率: 设备投资额(土地除外) 3% 以内 (b) 援助条件: 先端技术型事业相关的设备投资额(土地除外) 50 亿日元以上 (c) 援助限度额: 无上限(原则上单年度支付 10 亿日元) B 面向研究开发型企业的设备投资援助 (a) 援助率: 1/2 以内 (b) 援助条件: 设备投资额 10 亿日元以上 C 面向研究开发型企业的办公室租金援助 (a) 援助率: 1/2 以内 (b) 援助额: 1,500 日元 / 平米 / 月 (c) 限度额: 200 万日元 / 年 (d) 期间: 3 年以内 (3) 面向外资企业的办公室租赁援助金 (a) 援助率: 1/2 以内 (b) 援助额: 1500 日元 / 平米 / 月 (c) 限度额: 200 万日元 / 年 (d) 期间: 3 年以内 4) 创办产学协作型新产业的支援补助金 (a) 援助率的扩大: 1/2 以内 - 2/3 以内 (b) 援助限度额: 5000 万日元 (5) 基地地区投资援助合: (a) 利率: 年 1.1%(固定利率) b) 限度额: 25 亿日元(特别认可 50 亿日元) (c) 期间: 15 年以内(安置 2 年以内)				